

【 調整給付金業務対応 】 Q & A 目次

Q 1	令和6年3月31日に他の自治体から野洲市へ転入してきたが、調整給付金は受け取れるか
Q 2	調整給付金を受け取るには、手続きが必要か
Q 3	調整給付金はどのように支給されるのか
Q 4	納税者本人が、身体が不自由で、自分で確認書が提出できない場合は、どのようにすればよいか
Q 5	令和6年1月1日以降に子供が生まれた場合、調整給付の対象となるのか
Q 6	令和6年1月2日以降に国外に出国した場合、調整給付の対象となるのか
Q 7	令和5年中に出国し、令和6年1月1日には国外に居住していた場合、定額減税及び調整給付の対象となるのか
Q 8	令和6年1月2日以降に納税者本人が死亡した場合、調整給付の対象となるのか
Q 9	令和5年度に物価高騰対応重点支援給付金（非課税・均等割のみ課税世帯への給付）を受給した場合、調整給付の支給対象となるのか
Q 10	扶養する親族（親や子供）が離れて暮らしている場合、調整給付の対象となるのか
Q 11	自分は留学生で、租税条約の適用を受けている場合、調整給付の対象となるのか
Q 12	「所得税額なし（0円）、かつ個人住民税所得割額なし（0円）」の場合、調整給付の対象となるのか
Q 13	修正申告等による住民税の税額変更や、令和6年分所得税額の判明などにより、給付金額に不足が生じた場合、どうなるのか
Q 14	支給額や推計所得税額等の各数値について、重大な相違がある場合はどのようにすればよいか
Q 15	今年と昨年の所得額が相違し、過大給付となった場合、支給された給付金を返還しなくてはならないのか
Q 16	調整給付金を国外金融機関口座へ振り込んでもらうことはできるか
Q 17	この給付金は課税対象か。また、差押えの対象となるのか

Q 1 令和 6 年 3 月 31 日に他の自治体から野洲市へ転入してきたが、調整給付金は受け取れるか

A 1 給付対象者には、令和 6 年 1 月 1 日に居住していた市区町村から書類が送付されます。給付時期や申請方法については、届いた書類をご確認ください。

これは、定額減税及び調整給付金の事務は、令和 6 年度分市・県民税を課税する市区町村が行うこととされており、令和 6 年度分市・県民税は令和 6 年 1 月 1 日に居住していた市区町村による課税となるためです。

Q 2 調整給付金を受け取るには、手続きが必要か

A 2 調整給付金の受け取りには、市から給付対象者と見込まれる人に送付する「支給確認書」を提出する必要があります。

対象と見込まれる人には、確認書を 7 月 25 日（木）に送付します。

確認書の提出方法は、郵送・窓口提出、又はオンライン（WEB）申請となります。

Q 3 調整給付金はどのように支給されるのか

A 3 支給確認書に指定いただいた、**原則**給付対象者ご本人名義の口座に振り込みます。

Q 4 納税者本人が、身体が不自由で、自分で確認書が提出できない場合は、どのようにすればよいか

A 4 納税者（＝給付対象者）本人による手続きが困難な人は、代理人による手続きも可能です。

納税者本人の法定代理人、親族その他の平素から納税者本人の身の回りの世話をしている方等が該当します。

※ 代理手続きには、納税者本人との関係説明資料の提出等が別途必要となります。

ただし、同一世帯の親族は不要。

Q 5 令和 6 年 1 月 1 日以降に子供が生まれた場合、調整給付の対象となるのか

A 5 定額減税及び調整給付金の取り扱いは、住民税（市・県民税）と所得税（国税）で以下のようにことなります。

【住民税】令和 6 年度住民税は、令和 5 年 12 月 31 日時点の現況に基づいて算定されます。したがって、令和 6 年 1 月 1 日以降に子供が生まれても、令和 6 年度住民税における扶養親族とならないため、定額減税及び調整給付金の対象となりません。

【所得税】令和 6 年分所得税額の算定には、令和 6 年 12 月 31 日までに生まれた子供も扶養親族に含まれるため、令和 6 年分所得税額が確定した際、調整給付額に不足があった場合は、令和 7 年に支給する不足額給付の対象となります。

Q 6 令和6年1月2日以降に国外に出国した場合、調整給付の対象となるのか

A 6 令和6年度住民税の賦課期日である令和6年1月1日時点で国内に居住していた場合、要件を満たせば、当初の調整給付金の対象とはなりません。

また、令和7年1月1日までに再び入国し、調整給付に不足が生じる場合は、令和7年に支給する不足額給付の対象となります。

ただし、令和7年1月2日以降に再び入国した場合は、調整給付に不足が生じた場合でも、令和7年に支給する不足額給付の対象外となります。

(※ 不足額給付の実施主体が存在しないため。)

Q 7 令和5年中に出国し、令和6年1月1日には国外に居住していた場合、定額減税及び調整給付の対象となるのか

A 7 令和6年度住民税の賦課期日である令和6年1月1日に国外に居住していた場合、令和6年度住民税課税対象外となり、住民税の定額減税及び調整給付の対象となりません。

一方で、令和6年分所得税額の算定は令和6年12月31日が基準日のため、この日までに国内に戻り、令和6年分所得税額が確定した後、調整給付額に不足があった場合は、令和7年に支給する不足額給付の対象となる場合があります。

(※ 令和7年1月1日の居住地にて実施することとなる。)

Q 8 令和6年1月2日以降に納税者本人が死亡した場合、調整給付の対象となるのか

A 8 市から給付対象者と見込まれる人に送付する「支給確認書」を提出する前に亡くなられた場合、調整給付金は支給されません。

確認書の提出後に亡くなられた場合、当該納税者本人に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

ただし、令和7年実施予定の不足額給付については、給付・相続されません。

Q 9 令和5年度に物価高騰対応重点支援給付金(非課税・均等割のみ課税世帯への給付)を受給した場合、調整給付の支給対象となるのか

A 9 定額減税及び調整給付金の対象判定は、令和6年度分の住民税と令和6年分の所得税で行われるため、令和5年度分の住民税に基づき実施された各給付の受給の有無については、判定条件に含まれませんので、対象となり得ます。

Q10 扶養する親族(親や子供)が離れて暮らしている場合、調整給付の対象となるのか

A10 扶養親族が国内に居住している場合には、定額減税及び調整給付金の対象となります。なお、国外に居住している場合には、対象となりません。

※ 国外に居住する子どもへ生活費の送金等を行う扶養控除の対象であっても同様。

Q11 自分は留学生で、租税条約の適用を受けている場合、調整給付の対象となるのか

A11 租税条約が適用される所得は課税所得とされないため、定額減税及び調整給付金の対象となりません。

Q12 「 所得税額なし（ 0円 ）、かつ個人住民税所得割額なし（ 0円 ） 」 の場合、調整給付の対象となるのか

A12 所得税と個人住民税所得割ともに税額がない人については、定額減税及び定額減税を補完する調整給付（ 当初給付 ） の算定対象となりません。

Q13 修正申告等による住民税の税額変更や、令和6年分所得税額の判明などにより、給付金額に不足が生じた場合、どうなるのか

A13 当該不足額を令和7年以降に追加給付する予定です。

Q14 支給額や推計所得税額等の各数値について、重大な相違がある場合はどのようにすればよいか

A14 給付金額に不足が生じた場合は、当該不足分を令和7年以降に給付することとしており、不利が生じない制度となっておりますが、重大な相違があると認められる場合は、支給額の再算定を行う場合もあります。

この場合については、「 確認書 」 の相違のある部分に二重線を付して、手書きで訂正していただくとともに、相違のあることが確認できる関係書類【 源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書 等 】 の写し（ コピー ） を添えて提出していただくこととなります。

Q15 今年と昨年の所得額が相違し、過大給付となった場合、支給された給付金を返還しなくてはならないのか

A15 偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた人以外、過大給付については返還を求めることはありません。

なお、修正申告等により調整給付金の支給対象者でなくなった場合、かつ、新たに要件を満たすこととなる給付（ 個人住民税均等割のみ課税世帯、新たに住民税非課税等となる世帯への給付 ） の申し立てがなされ、当該給付が支給される場合は、調整給付金の返還を求めることとなります。

Q16 調整給付金を国外金融機関口座へ振り込んでもらうことはできるか

A16 給付金の振込は、国内金融機関口座のみとなります。

Q17 この給付金は課税対象か。また、差押えの対象となるのか

A17 給付金の収入は【 非課税 】 です。また、差押えの対象ではありません。